

○厚生労働省令第百三号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第二条第一項の規定に基づき、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十二日

厚生労働大臣 田村 憲久

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中(2)を次のように改める。

(2) 人赤血球液

別表第一第一号中(3)を次のように改める。

(3) 洗浄人赤血球液

別表第一第一号中(4)を削り、(5)を(4)とし、(4)を次のように改める。

(4) 解凍人赤血球液

別表第一第一号中(6)を(5)とし、(7)を(6)とし、(8)を(7)とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。